

延岡市立旭小学校

いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

延岡市立旭小学校
(平成30年3月改訂)

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

旭小学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的のため、県・国・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	1
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの防止	2
	(2) いじめの早期発見	2
	(3) いじめへの対処	2
	(4) 地域や家庭との連携	2
	(5) 関係機関との連携	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
	(1) いじめの未然防止のための措置	3
	(2) いじめの早期発見のための措置	4
	(3) いじめに対する措置	4
	(4) インターネット上のいじめの対応	5
3	その他の留意事項	5
	(1) 組織的な指導体制	5
	(2) 校内研修の充実	5
	(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	5
	(4) 家庭や地域との連携について	5
	(5) 関係機関との連携について	5
4	重大事態への対処	6
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	6
【参考】	資料1 学校いじめ防止プログラム	7
	資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント	8
	資料3 いじめた児童・いじめられた児童に見られるサイン	12
	資料4 教室や家庭でのいじめのサイン	13
	資料5 いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)	14

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間は

ずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うものである。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うよう努める。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むよう努める。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める。

オ いじめの問題への取組の重要性について、地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要であるとの認識に立つ。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めるよう努める。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努める。

ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守るよう努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会への連絡・相談や関係機関と連携して、事案の解決に当たる。

イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくよう努め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必

要である。例えばPTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校において、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童や保護者へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

- いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める

【実施】

各学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認、対応方針決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための措置

ア 児童が主体となった活動

- ① 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を設ける。
 - 6年生を中心とした「あいさつ運動」の実施
 - 助け合いの気持ちを育む募金活動の実施
- ② 全校的な取組として仲間づくりの意識をもたせる。
 - 代表委員会による全校的なスローガンの作成
 - お別れ遠足での全校遊びの時間の設定
 - 「1年生を迎える会」や「6年生を送る会」の実施
 - 音楽集会での各学年からの感想

イ 教職員が主体となった活動

- ① 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。
 - 児童との関わりを大切にした学級経営の展開
 - 一人一人が大切にされ信頼関係のある雰囲気構築

- 学級での「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ② 児童に達成感や充実感を味わわせ、自己有用感を育む授業づくりに努める。
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 授業力向上のための研修会
- ③ 豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するとともに、人権感覚を育む道徳教育、人権・同和教育の充実に努める。
 - 全ての教育活動を通じた道徳教育の実施並びに人権・同和教育の充実
- ④ 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を築くために話し合い活動等を取り入れた活動を積極的に進める。
 - 特別活動の充実
 - 生徒指導の3つの機能を取り入れた教育活動の推進
- ⑤ 定期的なアンケート調査、教育相談週間を設け、児童に寄り添った相談体制づくりに努める。
 - 悩み相談アンケート調査の実施
 - 教育相談週間、一斉教育相談日の設定
- ⑥ いじめの防止推進のため、家庭・地域との連携推進に努める。
 - P T A総会等での学校からの方針説明
 - 学校からの通信を活用したいじめの防止の啓発
 - 道徳参観日の実施

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを教職員及び保護者で共有する。
 - 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※ 資料4参照
- イ 教育相談を定期的実施し、児童が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
 - 教育相談週間、一斉教育相談日の設定
 - いじめの相談窓口の周知
- ウ 全ての児童を対象にした定期的なアンケート調査を実施し、いじめの事実の早期発見に努める。
 - 悩み相談アンケートの実施
- エ 「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、全職員での共有を図る。
 - 職員会議での情報の共有
 - 過去のいじめ事例の整理及び進級時の確実な引継ぎ

(3) いじめに対する措置 ※ 別紙3参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 必ず現場の状況を確認し、その場でいじめの行為を止めさせる。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職へ速やかに連絡する。
- イ 情報の共有
 - 情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合にいじめ・不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有を図る。
- ウ 事実関係についての確認
 - 速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
 - 児童の聴き取りに当たっては、原則として関係職員を中心に生徒指導主事及びいじめ・不登校対策委員会の職員があたる。ただし、児童が話をしやすい職員があたることもある。
 - 必要な場合には、児童へのアンケートを行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があるこ

とをあらかじめ念頭において行う。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び関係機関等への相談を行う。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適切な情報の共有を図る。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。

オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。

カ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) インターネット上のいじめへの対策

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 各教科等において情報モラル教育の充実を図る。
- 携帯電話、インターネット利用に関する非行防止教室を実施する。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめが確認されたら、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による対策会議を開き、指導方針を確認し、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

いじめ・不登校対策にかかわる校内研修を実施し、全職員での共通理解・共通実践に努める。
また、いじめ・不登校に対するスキルや指導方法のあり方など具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校におけるいじめの実態把握の取組状況等を点検するとともに、県教育委員会が作成している「いじめ問題への取組に関するチェックシート」等の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(4) 家庭や地域との連携について

多様な方向から児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域の関係機関の協力を得ながら、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、積極的な情報交換を図りながら、一体的な対応を進めていく。

① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為が認められる場合

③ 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- スクールソーシャルワーカーの活用

- ④ 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての指導・助言

4 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- (1) 重大事態が発生した場合、学校長は教育委員会を通じて市長に重大事態発生について報告する。
- (2) 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しに努める。

資料 1

学校いじめ防止プログラム

月	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動 数字は学年	職員研修	アンケートや教育相談等		
4	1年生をむかえる会		<特>自己紹介(全) <道>個性伸長⑥	基本方針の確認と目標の共有		P.T.A.総会 (基本方針の説明)	計画・目標作成
5			<特>あだ名② <特>礼儀④⑥ <道>公正公平正義⑤ <特>友情⑤		第1回アンケート	学校通信でのいじめ防止活動報告	
6	情報モラル講話⑥		<特>みんななかよく① <道>親切② <道>勇気③ <特>言葉使い⑥		第2回アンケート 教育相談		
7					第3回アンケート		
8				アンケートの分析と取組の改善の協議			中間評価と取組の改善
9			<道>友情①③ <特>なかよくしよう② <特>差別に気づく⑤		第4回アンケート		
10	運動会	運動会での絆づくり	<道>勇気② <道>謙虚・寛容⑥		第5回アンケート 教育相談	学校通信でのいじめ防止活動報告	
11			<道>友情④ <特>体に障がいをもつ人について考える⑤ <特>真の友情とは⑥		県アンケート		
12			<道>友情① <特>男子、女の子③		第6回アンケート		
1				アンケートの分析と取組の改善の協議	第7回アンケート		中間評価と取組の改善
2			<特>よいところを見つけよう① <特>友達の名前③ <道>友情③ <道>公正公平正義⑤ <特>人権について考える⑤	人権教育研修	第8回アンケート 保護者アンケート 教育相談	学校通信でのいじめ防止活動報告	年間評価
3	6年生を送る会	全校遊び	<道>勇気② <道>親切③	今年度の反省と次年度取組事項の協議	第9回アンケート		次年度計画作成

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子どもへの指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料 3

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none">・ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。・ 教職員と視線が合わず、うつむいている。・ 体調不良を訴える。・ 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。・ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・ 保健室・トイレに行くようになる。・ 教材等の忘れ物が目立つ。・ 机周りが散乱している。・ 決められた座席と異なる席に着いている。・ 教科書・ノートに汚れがある。・ 特定の児童の発表などに対して、嘲笑や失笑がある。・ 特定の児童にだけ、注意する子がいる。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・ 一人で過ごしている。・ 用のない場所にいることが多い。・ ふざけ合っているが表情がさえない。・ 衣服の汚れ等がある。・ 一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。・ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・ 教室やトイレ等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。・ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・ 嫌なあだ名が聞こえる。・ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・ 何か起こると特定の児童の名前が出る。・ 筆記用具等の貸し借りが多い。
<ul style="list-style-type: none">・ 壁等にいたずら、落書きがある。・ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・ 学校や友人のことを話さなくなる。・ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・ 不審な電話やメールがある。・ 遊ぶ友達が急に変わる。・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<ul style="list-style-type: none">・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・ 登校時刻になると体調不良を訴える。・ 食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・ 学習時間が減る。・ 成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・ 自転車がよくパンクする。・ 家庭の品物、金銭がなくなる。・ 大きな額の金銭を欲しがる。

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

